

## 第5章 次世代育成支援施策の展開

### 第1節 【基本目標①】 子育て・親育ちを応援する環境づくり

子育てに関する市民の関心を高め、家庭・地域・社会における子育て支援を推進します。子どもの自主性や自己肯定感を育み、次代の親育ちの基礎づくりを進めるため、学校教育、就学前教育の充実を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・推進を行います。

虐待の早期発見・早期対応及び発生予防の取組みを充実させるとともに、支援や配慮を要する子どもや子どものいる家庭に必要な支援が行き渡るように体制の充実を図ります。

#### 1-1 次代の親を育む環境の整備・充実

子育てについて第一義的責任を持つ保護者はもちろん、地域のステークホルダー（関与者）が「子育て」と「親育ち」を支え、保護者が抱く子育ての不安や負担感、孤立感の軽減につながるよう、地域社会全体で子育てを支援する風土の醸成に努めます。

また、親意識を高め、親子の絆を深める機会の充実を図るとともに、子どもたちが次代の親となる将来イメージが持てるよう、多世代との交流機会の充実を図ります。

#### (1) 市民の子育てに対する関心の醸成

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
子ども・子育て会議の運営 （「子ども条例」の普及・啓発）	「子ども・子育て会議」において子ども・子育て支援事業計画に基づく、各種子育て支援施策を総合的に推進するとともに、「子ども条例」の趣旨の理解促進を図ります。	子ども・若者政策課
子育てに関する情報の提供	子育てニーズが多種多様化する中で、各種子ども・子育て支援施策に関する情報提供の充実を図り、必要な人に必要な情報が届くよう、努めます。	子ども・若者政策課
青少年指導員活動事業	市内11小学校区から60名の青少年指導員を2年間の市長委嘱をし、青少年の健全育成活動を行います。 今後は一部組織改革を行います。 令和2年度から旧11小学校区を改め、9小学校区、1義務教育学校区から指導員を選抜します。 組織としても若返りを図ります。	教育センター
地域住民による子育て支援の推進	地域住民による子どもや子育て家庭の見守り・応援活動を推進し、地域全体で子どもを育む風土の醸成と子どもの健全育成に努めます。	子ども・若者政策課
子ども110番の旗の配布	これからも、子どもたちを犯罪から守る一助とするため、「子ども110番の家」の旗を作成し、個人や事業者への体制づくりを支援していきます。	危機管理課

## (2) 子育て意識・親意識の育成

### ①親意識を高めるための学習機会の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
両親教室	母性・父性を高め、よりよい育児を支援するために、講義や実技、交流会の内容でマタニティクラスを開催します。また、休日に父親準備教室も開催し、積極的な父親の育児を促進します。 教室の内容や運営については、参加者ニーズの対応に努めます。	健康増進課

### ②家族・親子のきずなを深める機会の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
「家庭の日」 「家族の日」啓発	家庭での教育力の向上や家庭に関する意識の啓発のために、国が推進する「家庭の日」や「家族の日」のPRに努めます。	子ども・若者政策課
文化教養講座事業	親子で参加する講座や、子育てについて学ぶ講座を継続して実施することにより、講座の定着を図ります。また、他部署との連携を取りながら、ニーズに合った講座を実施し、子育て情報の発信・情報の拠点となるよう事業に取り組みます。	中央公民館
おはなし推進事業	絵本の読み聞かせの実施により、子どもが絵本に親しめる機会を提供するとともに、子育て支援の一環として、親子がふれあえる場の環境づくりに取り組みます。	図書館 石橋プラザ
親子無料開放	参加者が年々増加しているため、毎週の開催や大体育室の開放を検討します。また、卓球・バドミントンに限らず、他の球技やレクリエーションでの利用も視野に入れた事業運営を行っていきます。	生涯学習推進課 総合スポーツセンター
親子ふれあい DAY 助成事業	親子や地域とのふれあいを推進するため、毎週土曜日に本市在住者が小学生以下の子どもと同伴で入浴する場合、当該2人の入浴料金の合計額が400円となるよう補助を実施します。	子育て支援課

### ③世代間交流

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
乳幼児とのふれあい・交流機会の充実	次代の親となるであろう小中学生や高校生が乳幼児とのふれあい体験を通じて、子どもを生き育てることや生命の大切さ等を学ぶため、総合的な学習の時間等を活用して交流機会の充実を図ります。	子育て支援課
世代間交流等	核家族化がすすむ中、ふれあいの機会がもてる貴重な時間や昔からの行事や遊びを伝承してもらえる場として、保育所等において敬老の集い、もちつきや正月遊びなどの行事に、地域の高齢者や祖父母を招いて参加してもらい、交流を図っていきます。	幼児保育課

## 1-2 子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・充実

就学前の教育・保育施設が特色を生かし個性ある就学前教育を進めるとともに、小学校との連携・交流を図りながら、乳幼児期から就学期まで円滑な接続ができる環境づくりを推進します。

子どもが「生きる力」を育み、次代につながる「親育ち」に向けて、個性や創造性を伸ばす学校教育の充実を図るとともに、学校・地域・家庭が連携・協力し、教育力の向上を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境を整備・推進します。

### (1) 学校教育・就学前教育の充実

#### ①就学前の教育機能・連携の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
就学前教育の充実	一人ひとりの子どもの発達段階に応じた指導・援助に努め、豊かな感性や創造力を育む就学前教育の充実を図ります。	学校教育推進課 各幼稚園
認定こども園の充実	平成31年4月より開設した2園の公立認定こども園では、0歳児から小学校入学までの乳幼児に対し、一貫した質の高い保育及び教育を実施します。また、小学生やお年寄りとの異世代交流や、保護者同士の交流の場を設けるなど、地域に開かれた子育て世代支援の充実を図ります。同時に、職員の年齢層が低くなっていることから、保育スキルを高める研修の強化も図ります。	幼児保育課 各こども園
幼保交流	近隣の保育所と幼稚園が、様々な活動を通して同じ地域に育つ子ども同士の交流を図るとともに、職員間の情報交換の場として推進します。	学校教育推進課 各幼稚園 幼児保育課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
保幼小交流	地域の市立学校の行事の見学、交流、給食交流等を通して市内のこども園・保育所・幼稚園を問わず、就学前施設と市立学校の連携・交流を図ります。 幼児教育と小学校教育について、就学前施設と市立学校の教職員が互いに知り、学び合えるよう、研修等を充実させます。 公立・私立、また幼稚園・保育所・こども園を問わず、市立学校と連携・接続が進むよう、教職員・保育者同士のコミュニケーションを図ります。	学校教育推進課 幼児保育課 教育政策課（幼児教育サポートチーム）
幼児教育サポート事業 【重点施策】	保育の質の向上のための研修の充実を図ります。 幼小の円滑な接続に向けて研修会等を実施します。 幼児教育についての情報の発信を行います。	教育政策課（幼児教育サポートチーム）
幼児の知力・体力向上事業	子ども自身が楽しく夢中になって遊ぶ体験を提供することにより、未就学児の基礎的な知力及び体力の成長のサポートを図ります。幼・保問わず（またいずれにも通っていない子どもも）対象とするため、社会教育施設などで各種イベントや講演を開催します。事業目的達成のため、長期的な視点に立って事業を実施します。	生涯学習推進課

## ②個性や創造性を伸ばす学校教育の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
豊かな心の教育	道徳教育推進会議を開催し、「生きる力」の核となる豊かな人間性の育成をめざし、各学校の創意工夫を生かした道徳教育の充実を図ります。	学校教育推進課
小中一貫教育推進事業 【重点施策】	小中一貫教育推進委員会において、各学園の一貫教育の進捗状況を確認し、5学園が揃って邁進していけるように取り組みます。	教育政策課
「教育のまち池田」総合企画推進事業 【重点施策】	新しい形での「教育フェスタ」を企画・運営し、教育講演会等を通して、「池田の教育」を市民に広く発信します。	教育政策課
子どもの学びサポート推進事業	地域人材を活用し、学習支援や部活動支援を中心に子どもたちの学びのサポートを行います。 外部人材登録者を、サポート出来る内容別に整理し、各校より検索し、活用を依頼出来るようシステムを、作成します。	教育政策課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
英語教育推進事業	国際化社会の進展に対応する教育の一環として、公立就学前施設、市立学校に外国人講師を派遣し、その指導を通して英語学習への興味関心を高め、国際感覚を磨き、英語のコミュニケーション能力等の育成を図ります。また、4技能測定（GTEC）を活用し、結果を指導改善にいかします。	学校教育推進課
在日外国人日本語指導支援事業	市立学校園における在日外国人教育の推進を図るため、池田市在日外国人教育研究協議会に対して補助を行います。また、外国籍児童・生徒が充実した学校生活を送れるよう、支援の充実を図ります。	学校教育推進課
交流教育及び共同学習	障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざします。教育活動全体を通じて、交流教育及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動をともにする機会を積極的に設けます。	教育センター
障がい児（者）施設との交流	児童・生徒の障がい児（者）に対する理解を深めるため、福祉施設との交流を図ります。	教育センター
情報教育推進	ICT教育の充実がより一層求められていく時代の大きな流れの中、機器整備を計画的に推進していくことはもちろん、そうした機器をいかに活用し、教育をより豊かにしていくのかという実践研究を推進していきます。	教育センター
ボランティア教育の推進	ボランティア活動を体験するなどボランティア精神を培う教育の推進を図ります。	学校教育推進課

### ③学校教育と地域の連携の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
教育コミュニティづくり推進事業	地域コーディネーターを中心とし、学校、地域及び家庭の相互連携協力をより活性化させます。また、子どもを中心に据え、就学前施設や小・中・義務教育学校などの校種間連携や学校支援活動をさらに充実させ、子どもの生きる力を育みます。教育コミュニティニュースの効果的な広報活動を実施します。	教育政策課
地域学習教室事業 (ふくまるはばたき塾)	中学生には数学・英語の学習教室、小学校高学年には英語アクティビティ教室を開催し、学習機会の提供のもと、家庭学習支援と児童・生徒の学力向上を図ります。	学校教育推進課

## (2) 思春期健康教育・保健対策の推進

### ①学校における健康教育の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
保健体育や保健指導の充実	次代の親となることが期待される子どもが、身近な地域で健やかに自分の子どもを生き育てることができるよう、母性・父性に関する正しい知識の普及を促す健康教育や保健指導の充実を図ります。	学校教育推進課 健康増進課
学校保健	学校園の健康診断、各種検査及び環境衛生検査の実施により、健康の保持増進、適切な環境の維持を図ります。	保健給食課
飲酒・喫煙・薬物防止教育	喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図るとともに、関係機関との連携を深めていきます。	教育センター

### ②相談体制の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
相談体制の充実	友達関係や勉強等によるストレスなど様々な要因により喫煙、飲酒、薬物乱用などの危険行動に陥りやすい児童・生徒が相談しやすい体制づくりを推進するとともに、ハローダイヤルの周知を広報を通じて行います。	教育センター

### (3) 多様な体験活動の充実

#### ① 学校や地域における体験活動の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
職場体験	事業所などの職場体験を通じて、実際的な知識や技術・技能に触れたり、働く人々と接したりすることで勤労観、職業観を育むことで、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育推進課
歴史民俗資料館の展示見学、出前授業	市域の歴史、文化への理解を深めるきっかけづくりとして、学校教育と連携した見学受け入れや出前授業を実施します。出前授業、見学自体の改善点を探り、反映していくとともに子どもを対象とした事業の充実を図ります。	歴史民俗資料館
図書館施設見学	読書への関心を深めるため、市内の小学校3年生を中心に幼児から中学生までを対象とした図書館見学会を実施します。	図書館 石橋プラザ
浄水場施設見学	市内の小学校4年生を対象に社会見学の受入れを行っています。また水道週間(6月1日~7日)の期間中に、水道についての理解と関心を高めるため「古江浄水場一般開放」を実施していきます。その他、希望者を対象に随時見学会を開催していき、水道についての理解と関心を高めていきます。	上下水道部 経営企画課
下水処理場施設見学	市内の小学校4年生を対象に社会見学の受入れを行っています。また夏休みに、小学校4~6年生を対象に、下水処理について更に理解を深めるため「体験見学会」を実施していきます。その他、希望者を対象に随時見学会を開催していき、下水処理について更に理解を深めていきます。	上下水道部 下水処理場
出前講座	市内公立保育所・公立幼稚園に出張し、上下水道についての理解と関心を高めるため、主に5歳児を対象とした水質実験・クイズを実施していきます。	上下水道部 経営企画課
消防施設見学	市内の保育所・幼稚園・小学校等、社会科学習の一環として消防施設を見学・体験し、業務内容を知ることにより一層の防火意識を向上させる創意工夫を行い、啓発活動に努めます。	消防署
こども会育成事業	こども会への参加率が著しく減少傾向にある中、こども会の新しい在り方を模索しつつ、これまで通り指導者の育成に努め、明日の池田を担う子どもたちの健全育成を図ります。	教育センター

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
少年団体育成事業	ボーイスカウト4団とガールスカウト1団の育成を図ります。また、保護者や地域をはじめとした市民を対象に、青少年団体の広報や啓発に努めていきます。	教育センター

## ②自然や文化に親しむ機会、スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
自然体験推進事業	恵まれた自然環境のもと、教育課程の一環として集団生活や野外活動等を実施し、児童・生徒の心身鍛練及び健康増進を図ります。	学校教育推進課
池田市民カーニバル・五月山さくらまつり	桜の季節を楽しむとともに、野点や邦楽演奏会を城跡公園にて実施します。今後も、必要経費を検討しながら進めていきます。	空港・観光課
花菖蒲まつり	親と子の集いをテーマに子供から大人まで楽しめる催しを水月公園にて実施します。今後も、必要経費を検討しながら進めていきます。	空港・観光課
池田猪名川マラソン大会	スポーツの原点である走ることの楽しさを味わっていただくため、2km、5km、10kmと小学生のクロスカントリーリレーのコースを設定し、小学生から高齢者までの幅広い世代の人たちが完走できる大会をめざします。	生涯学習推進課
市民レクリエーション大会	10月に開催し、開催にあたっては各小学校区で企画から運営までを行うことで、スポーツを通じて住民同士のふれあいや健康づくりの促進を図ります。	生涯学習推進課
卓球のまちづくり事業	小学生から高齢者まで参加できる卓球講習会、中学生を対象にした大会、初心者を対象にした卓球教室など、年齢や競技レベルに応じて開催し、卓球を生涯スポーツの1つとして推進していきます。	生涯学習推進課
障がい者社会参加促進	障がい者（児）に対し、スポーツやレクリエーション及び文化活動に参加する機会を提供することにより、自立と社会参加を促進し、障がい者（児）が参加しやすい事業を企画します。	障がい福祉課
親と子の体操	親と子（2歳から4歳児）が対象のスポーツ教室を通して、親子のスキンシップを図るとともに、幼児期の運動の必要性を理解してもらう場を提供します。指導内容や開催日時に関して、保護者のニーズに応えられるよう、市内幼稚園および小中学校での指導プログラムや就学時間等を把握する必要があるため、教育委員会をはじめ各関係機関との緊密な連携を図りながら実施していきます。	生涯学習推進課 総合スポーツセンター

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
障がい児（者）スポーツ教室	障がいのある子どもたち（就学前～青年期）の機能回復とコミュニケーションの形成を図るために、音楽にあわせて歩く、走る、回るなどの簡単なルールでの競争やゲームなどのスポーツ教室を行います。また、スキーやボート大会なども実施します。	生涯学習推進課
ジュニアスポーツクラブ	団体の自主事業として実施し、ジュニア世代の少年・少女を対象に、各種スポーツの基礎を学びます。また、活動を通じて子どもの発達期における団体生活及び身体の錬磨と技術の向上を図るとともに、豊かな心の育成に努めます。	生涯学習推進課
障がい児タイムケア事業	夏休み期間中の週1回、発達障がい等の子どもたちの交流の場を提供します。休暇中の障がい児のルーティンのひとつとして、運動を通じた余暇活動の充実に寄与しています。	発達支援課

### ③国内外交流活動の促進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
青少年国際交流	姉妹都市や友好都市に青少年を派遣し、諸外国の文化や伝統を理解するとともに、自国の伝統や文化について考え、大事にする心を育み、国際社会で主体的に生きる態度と能力を培う活動の充実に努めます。	人権・文化国際課

### (4) 子どもの遊び・学びの環境の整備

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
児童館活動促進事業	「学びの館」として、子どもたちの学力の定着を図るため、教室活動をはじめ、長期休業中に実施している特別活動教室、土曜学習（サタスタ）をさらに充実させていきます。 また、地域との連携を強化していくため、校区にある学校や教育関連施設、保護者や地域の関係団体と緊密な連携を深め、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりに努めます。 さらに、子育て世代の保護者に対して、教育相談の充実、子育て支援セミナー（ライフプランニングセミナー）の実施など、保護者同士の情報交換の場としての役割を果たせるよう機能整備を図っていきます。	生涯学習推進課 児童館

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
青少年の健全育成 (五月山児童文化センター)	科学室や図工室を活用した実験教室やクラフト教室、五月山の自然を親子で楽しむことのできる観察会などについては、内容の見直しとさらなる充実を図っていきます。 また、乳幼児家庭のための子育て支援の拠点として、「よちよちプラネタリウム」「親子山歩き」などの行事を通して、気軽に集い、出会い、相談できる環境づくりに努めます。 さらに、児童の放課後の居場所として多目的室(自習室)を開放し、地域の大人たち(ボランティア)とともに子どもの成長を見守ることができる施設をめざします。	生涯学習推進課 五月山児童文化センター
青少年の健全育成 (水月児童文化センター)	子ども・若者を育てる全年齢型地域交流拠点「遊び・子育て・参画実践の館」をめざし、利用者が「出会い・気づき・つながり・表現し・行動する」環境づくりに努めます。 また、定期クラブ、月例サークル、季節単発行事、特別事業(親子教室、劇団、子ども会議、夜間開館、子ども食堂)に加え、施設運営への市民参画や社会課題を考える場としての役割を果たせるよう機能整備を図っていきます。	生涯学習推進課 水月児童文化センター
児童サービスの充実	地域や小中学校と連携して、子どもの読書活動を推進します。定例のおはなし会をはじめ、様々な行事や企画展示、ブックリストの配布を通じて、子どもたちの想像力を養うとともに、正しい情報を取得する力を身につけるための支援を行います。	図書館 石橋プラザ

### 1-3 支援の必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実

子どもたちの心身の健やかな成長に向け、支援や配慮が必要な子ども及びその家庭に対して、適切な支援を行います。

ひとり親家庭が安心して子育てができる生活環境や経済的基盤を確立するため、就労や自立に向けた支援の充実を図ります。

障がいがあるなど発達過程で支援が必要な子どもが、成長後も社会の一員として主体性を発揮し、生きがいを持って生活できるように、保健、福祉、医療、教育、労働等の各分野が一体となり、支援体制の充実を図ります。

児童虐待への対応については、大阪府や関係機関との連携を一層深め、虐待防止及び早期発見と迅速な対応を図り、子どもの人権を守る取組みを強化します。

いじめや不登校など課題を抱える児童生徒に向けて、専門知識を有するスクールカウンセラーなどの活用によるサポートや相談支援の充実など、きめ細やかな支援に努めます。

## (1) ひとり親家庭の自立促進

### ①生活の自立支援の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該児童について児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
母子・父子住宅	市営住宅条例の申込資格の全ての条件を満たし、かつ母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の適用を受けている母子・父子世帯に対し、低廉な家賃の市営住宅を提供します。	子育て支援課 (都市政策課)
ひとり親家庭医療費助成	18歳の年度末までの子ども及びその養育者・監護者に対し、医療費の一部を助成し、健康の保持に努めるとともに、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。子育て支援課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行っていきます。今後も医療費負担の軽減により、受給者の健康の保持と生活の安定、福祉の増進を図っていきます。	保険医療課
母子生活支援施設入所事業	母子家庭等において、様々な事情から子どもの養育が十分にできない場合、母子生活支援施設へ子どもと一緒に入所させ、生活の安定を図り自立への支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を中心に関係部局、関係機関と連携を図り、地域の民生委員児童委員・主任児童委員の協力を得ながら、ひとり親家庭に対する相談・支援の充実を図ります。	子育て支援課
みなし寡婦（寡夫）控除	平成26年度から、税法上の「寡婦（寡夫）控除」が適用されない婚姻歴のないひとり親世帯に対して、子どもにかかる各種利用料について控除の適用を受けて算定されるよう、「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用を実施します。	子育て支援課

### ②就労支援の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援を促進するため、指定する教育訓練を受講したひとり親に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	子育て支援課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援を促進するため、ひとり親が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、1年以上養成機関等で修学する場合、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行います。	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子を対象に、就業や収入増加のため高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし講座を受講した場合及び受講修了後2年以内に試験に合格した場合、それぞれ給付金を支給します。	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム策定	ひとり親家庭の状況・ニーズに基づき、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	子育て支援課
地域就労支援事業	ひとり親家庭の親等で就労困難者に対し就労支援を行います。 引き続き、変わりゆく就労環境の周知やタイムリーなセミナーの開催に取り組んでいきます。	商工労働課

## （2）障がいのある子どもの自立と社会参加

### ①障がいのある児童・生徒等の教育支援体制の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
特別支援教育推進（巡回指導及び定期診断・就学相談）	特別支援教育対象幼児・児童・生徒の適正な就学（園）を期して診断・教育相談活動を実施し、多様化・重度化する子どもたちの適切な指導・支援及び特別支援教育の内容の改善と発展をめざします。また、教員の専門的な知識を高めていくためにも、専門家に研修や助言をしてもらい、支援教育に関しての知識を深めていきます。	教育センター
特別支援教育の体制の充実	支援学級での教育体制の充実を図るため、児童・生徒の障がいの状況に応じた学級編成を行います。そして、特別支援教育の充実・支援のために教材・教具等の配備、教室環境の整備を行います。	教育センター
介助員の配置	障がいのある児童・生徒や幼児の身辺自立の補助や安全面での確保のため、支援学級や要配慮児の在籍する幼稚園に状況に応じて介助員等を配置し、支援教育の充実を図ります。また、専門的な知識を深めるために介助員対象の研修を実施します。	教育センター 教職員課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
通級による指導の充実	要配慮幼児及び通常の学級に在籍している「支援の必要」のある児童生徒に対して、学校生活を自信を持っておくれるようコミュニケーション上の課題改善のための指導を行います。また、情報共有を密にし、就学前から義務教育終了までのつながりのある教育を実現します。	教育センター

## ② 保育体制・通園施設の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
公私立保育所等での障がい児保育の充実	健常児との集団生活を通して、生活の場を広げ、成長発達を援助するとともに、研修等を通して障がい児に対する理解と認識を深めます。(障がい児保育実地研修、障がい児保育所内研修、障がい児保育分科会)	幼児保育課 発達支援課
巡回相談の充実	公私立保育所等、私立幼稚園、留守家庭児童会等の巡回相談を行います。就学前から就学児の所属する集団の場における相談・指導の充実に努めることにより、保育・教育の質の向上に努めます。	発達支援課 幼児保育課
児童発達支援事業、放課後等ディサービス事業、保育所等訪問支援事業	障がいを持つ児童とその保護者に対して、障がい特性に応じた専門的な療育の提供を行います。また、受け入れ体制を整え、重症心身障がい児の療育の充実にめざします。	児童発達支援センター やまばと学園
在宅障がい児への療育の充実	在宅児童の障がいの状況等に応じ、適切な療育の提供を行います。	児童発達支援センター やまばと学園
専門職員による在園児への療育指導	心理指導員・作業療法士・言語聴覚士・保育士等がチームを組み、児童と保護者に質の高い療育の提供を行います。	児童発達支援センター やまばと学園

## ③ 療育相談体制の充実・関係機関との連携の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
発達支援システム推進事業 【重点施策】	情報共有ツール「いけだつながりシート Ikeda_s (イケダス)」や電子版イーケダスを幅広く活用してもらえるよう、更なる周知に努めます。また、発達支援に関する関係機関との連携体制を構築していきます。	発達支援課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
池田市要保護児童対策地域協議会障がい児関係部会実務者会議	定期的な情報交換、要保護児童等の実態把握、支援事例の総合的な把握を行います。また、必要に応じて小会議やケース検討会議を行い、各機関が役割分担しながら、一体的な支援を図っていきます。	子育て支援課 発達支援課
池田市地域自立支援協議会	関係機関が連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。また、医療的ケア児者支援のための関係機関の協議の場を協議会に置き、保健、医療、教育等の関係機関の連携を図っていきます。	障がい福祉課
ひまわり親子教室	概ね2歳半以降の子どもを対象に、親子での遊びと発達相談の場を提供し、療育の見極めや発達支援を行います（保健師より紹介）。	発達支援課 やまばと学園 健康増進課
わかばクラブ	公私立保育所（園）、私立幼稚園に通う年中・年長児を対象に、小集団でのプログラム活動を通じた発達支援を行います（巡回相談の心理相談員より紹介）。	発達支援課
障がい者地域支援センター運営事業	障がい者（児）が身近な地域で相談等が受けられる機関を設置することにより、本人・介護者等の生活の安定並びに福祉の増進を図ります。利用者が年々増加していることから、今後は障がい者（児）の相談窓口の増設を検討していきます。	障がい福祉課
発達相談	18歳未満の子どもの発達や障がいに関する相談を行います。保護者のニーズに応じた相談支援、情報提供に努めていきます。	発達支援課
手話通訳者派遣事業	聴覚・言語障がい者（児）に対し、手話通訳者を派遣することにより、コミュニケーションの円滑化と社会参加の増進を図ります。	障がい福祉課
保育所、幼稚園等の所属集団、発達支援課、やまばと学園等との連携	乳幼児の発達支援について、所属集団や専門機関でのよりよい支援につなげるため、1歳6か月児健診や3歳6か月児健診、約束クリニック等の結果を、保護者の了承を得て情報提供します。	健康増進課

#### ④ 手当等の支給・在宅福祉サービスの充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
重度障がい者医療費助成	<p>重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者に対し医療費の一部を助成し、健康の維持・回復に努めるとともに、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>障がい福祉課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行っていきます。</p> <p>今後も医療費負担の軽減により、受給者の健康の保持と生活の安定、福祉の増進を図っていきます。</p> <p>また、先天性代謝異常症患者の在宅治療に対し治療食品の購入費の一部を助成し、患者の福祉の向上に努めるとともに、患者本人や家族の経済的負担の軽減を図ります。</p>	保険医療課
障がい児通所支援事業	<p>制度の周知や事業所情報等を市民に分かりやすく提供しながら適切なサービス給付を行うとともに、福祉と教育の連携推進や事業所の質の向上に努めます。</p>	発達支援課
重度障がい者住宅改造助成	<p>障がい者の日常生活の向上を図るため、住宅改造費を助成します。</p>	障がい福祉課
特別児童扶養手当	<p>20歳未満で、中程度の障がいがある児童を監護している父母、又は父母に代わって養育している方に支給します。(市では、申請の受付事務のみ)</p>	発達支援課
特別障がい者手当等給付	<p>最重度障がい者(児)の経済的負担の軽減を図ります。(障がい児福祉手当、特別障がい者手当)</p>	発達支援課 障がい福祉課
障がい者補装具・日常生活用具給付	<p>障がい者(児)のニーズに対し、補装具・日常生活用具を給付・貸与することで、残存機能の補助及び経済的負担の軽減を図ります。</p>	障がい福祉課
障がい者歯科診療	<p>障がい者(児)に対し、歯科診療の受診機会を確保することにより、歯の健康管理の増進を図ります。</p>	障がい福祉課
障がい者(児)機能訓練	<p>身体に障がいのある0歳から64歳の市民に対し、心身機能の維持回復を図るため理学療法士、作業療法士等による必要な訓練を行います。</p>	障がい福祉課 休日急病診療所 児童発達支援センターやまばと学園

### (3) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実

#### ①問題の早期発見・相談援助体制の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
児童家庭相談事業・ 子ども家庭総合支援 拠点 【重点施策】	全ての子どもとその家庭及び妊産婦が安全で安心な生活ができるよう、関連機関との連携を図りながら相談援助を行います。また、子どもと家庭の実情把握、支援に関する情報共有、子育て全般の相談対応、児童虐待の相談・通告受付など、関係機関との調整を行い、子どもと家庭の支援に取り組みます。	子育て支援課
児童虐待発生予防事業	乳幼児健康診査未受診家庭対応や居所不明児童調査を実施し、関係機関と連携し、子どもの状況把握及び必要に応じて早期支援を行います。 継続的に行うことで、未然防止を図ります。	子育て支援課
	児童虐待の発生予防を目的とし、機関訪問やオレンジリボン運動を推進し啓発活動を行います。また、児童虐待発生予防の観点から、親及び子ども支援プログラムを実施します。 継続的に実施することで定着化させ、予防に努めます。	
池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議	児童虐待の防止・早期発見・援助活動など総合的な取り組みを推進するための保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体や関係者からなる要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期支援、再発防止に努めます。ネットワークでの情報共有や現状把握のため、実務者会議を定期的に行います。	子育て支援課
利用者支援事業 (母子保健型) 子育て世代包括支援センター 【重点施策】	妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。また、支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	健康増進課
利用者支援事業 (基本型) にじいろ 【重点施策】	妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、専任の保育士が、当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで、相談に柔軟に応じます。 また、母子保健や子育て支援の関係機関担当者との連携を推進します。	健康増進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 【重点施策】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問します。乳児の発育発達や産婦の心身の健康状態を確認し、きめ細やかな保健指導を行うとともに、育児支援の情報提供も行います。 本市では、新生児・未熟児・産婦の訪問指導も兼ねています。	健康増進課

## ② 要支援家庭への支援

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
養育支援訪問事業	養育支援を特に必要とする妊娠期から児童のいる家庭を対象に専門職による専門的相談支援、ヘルパー派遣による家事・育児支援を実施します。母子保健等関係機関との連携を図り、妊娠期から切れ目のない支援のネットワークを強化し、必要な家庭の把握に努めます。	子育て支援課
母子保健地区担当保健師活動	産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	健康増進課
妊娠・出産支援事業 【重点施策】	妊娠期・産後の相談支援を充実します。 ○産前・産後サポート事業：妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○産後ケア事業：産後、安心して子育てができることを目的に、出産後、家族等から十分なサポートが受けられず、特に支援が必要な家庭に対し、助産師等による訪問型のサービスを行います。また、対象家庭の拡大や宿泊型等の実施について検討します。	健康増進課

## ③ 経済的負担の軽減

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
助産施設入所事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦を入所させて生活支援を図ります。	子育て支援課
小・中学校就学援助	要保護及び準要保護世帯の児童・生徒及び特別支援学級在籍児童・生徒に対し、小・中学校の諸費用の一部を援助します。今後も児童・生徒の教育の機会均等の観点から、継続が必要です。	総務・学務課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
福祉貸付事業	<p>生活のつなぎ資金、高等学校の入学準備金の貸付を行います。(生活資金一世帯 250,000 円以内、高等学校入学準備金一人 300,000 円以内。)</p> <p>生活困窮者の抱える課題が多様化する中で、金銭面をサポートする貸付制度は、収入の用途のある方に対しては、有効なものとなっており、今後も、同様の事業内容で運営していきます。</p>	生活福祉課

#### (4) 不登校児童・生徒等の自立支援相談体制の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
いじめ・不登校等トータルサポート事業 【重点施策】	<p>スクールアシストメイトが学校教職員との連携のもとで支援活動をします。児童生徒に課題があったり不登校になったりした場合は、早期支援を行い、未然防止に取り組めます。さらに不登校傾向の児童生徒には「校内適応指導教室」等でも、個に応じた、より適切な関わりや支援を行い、学校・教室への復帰を支援します。</p>	教育センター
進路指導・進路選択支援	<p>進学意欲を有しながら経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒や青少年に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した相談体制を構築し、要支援生徒や青少年が積極的に自己の進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。</p>	学校教育推進課 教育センター
教育相談	<p>ハローダイヤルをはじめとした市民サービスとしての教育相談や子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談を行うことで、教育効果を高めていきます。また、子どもへの見立てをはじめとした教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行うとともに、関係機関との連携に努めます。</p>	教育センター
NPO 連携教育相談	<p>NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童・生徒（不登校児童・生徒）や保護者のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。</p>	教育センター

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 【重点施策】	いじめや不登校等の問題行動に対して、専門家を配置し、支援活動を行います。 スクールカウンセラーを市立小・義務教育学校へ配置し、心理面からのサポートをするとともに、スクールソーシャルワーカーを各学園(中学校区)に配置し、校内体制の整備や児童生徒の課題に対して環境面からのサポートを教職員と連携しながら行います。	教育センター
適応指導	適応指導教室(ビーンズ)では、自主的自発的に活動する意欲を育て、学校生活や社会生活への意欲の向上を支援します。また、学校園への出張教育相談や子育て講座等を実施し、保護者ならびに教職員対象の相談と啓発活動を充実させます。	教育センター
中学校指導支援事業	児童・生徒の健全育成を図るために「学園生活指導協力委員会」を組織し、学校以外で関わる地域と学校が連携し、継続した児童生徒の見守り体制の強化を図ります。	教育センター



## ■ 第2節【基本目標②】子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

核家族化や地域のつながりの希薄化による妊娠期から子育て期の不安や孤立感を解消できるように、母子保健の充実や子育てに係る相談・支援機能の充実を図ります。

とりわけ、地域での子育て支援では、地域子育て支援拠点の充実のほか、多様な保育ニーズに応じた保育サービスを提供するとともに、放課後児童対策の充実を図ります。また、家庭・地域・社会のつながりの中で子どもたちが育っていけるように、子育て支援ネットワークの充実をめざします。

さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減や結婚の希望を叶える環境を整備し、少子化対策を推進します。

### 2-1 地域の子育て環境の整備・充実

核家族化や地域のつながりの希薄化による子育ての不安や孤立感を解消できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等を行う「利用者支援事業」、子育て中の親子が気軽に集い相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる「地域子育て支援拠点事業」など、地域における子育て支援や相談機能の充実に努めます。

保護者の就労形態の多様化にともなう保育ニーズに対応できるよう、多様な保育サービスの充実、保育の量の確保、保育の質の向上を図るとともに、放課後児童対策の充実を図ります。

地域の子育てに関わるボランティア団体や子育てサークルの活動支援や育成を図り、子育て支援のネットワークの充実に努めます。

#### (1) 地域における子育て支援の推進

##### ① 地域における子育て相談支援機能の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
利用者支援事業 (母子保健型) 子育て世代包括支援 センター 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。また、支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	健康増進課
利用者支援事業 (基本型) にじいろ 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、専任の保育士が、当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで、相談に柔軟に応じます。 また、母子保健や子育て支援の関係機関担当者との連携を推進します。	健康増進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
利用者支援事業 (特定型) 〔保育コンシェルジュの拡充〕 【重点施策】	引き続き保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、解消に努めます。また、保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応するため、保育コンシェルジュの増員により、相談業務の深化を図り、利用者に寄り添った支援を行います。	幼児保育課
地域子育て支援拠点事業 【重点施策】	<p>【子育て親子の交流の場の提供と交流の促進】</p> <p>子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の提供や交流を深める取り組み等を実施するとともに、利便性の向上に努め、利用促進を図ります。</p> <p>【子育て等に関する相談・援助の実施】</p> <p>保護者に対し、子育ての不安や悩みを解消できるよう、相談・援助を実施します。</p> <p>【子育てに関する情報の提供】</p> <p>子育て親子が必要とする身近な地域の子育てに関する情報を提供します。</p> <p>【子育てに関する講習等の実施】</p> <p>子育て親子を対象として、月1回以上、子育てに関する講習等を実施します。保護者のニーズや地域の子育ての課題を踏まえ、子育てに関する的確・正確な技術や知識を得る機会を提供します。</p>	子育て支援課

## ②子育てに関する情報提供の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
父親への子育て支援	就学前の子どもと父親が参加できるつどいの広場やイベントを企画し、父親の子育て参加の機会や子育て仲間に出会える場の提供等を行います。	子育て支援課
ふたご・みつごのびのび	ふたごやみつごの保護者とその子ども、妊婦を対象に、つどいの広場やイベントを企画し、多胎ならではの悩みや不安等を話し合ったり、子育てのアイデアを情報交換したりする場を提供します。	子育て支援課
フルーツバスケット	外国人の親子を対象に、つどいの広場やイベントを企画し、親子同士の交流や情報交換の場を提供します。	子育て支援課
いちごパーティー	満1歳の誕生日に誕生会の招待状「いちご通信」を郵送し、同年齢の子どもと親同士の交流や情報交換の場を提供します。	子育て支援課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
アイ・あいブック	4か月児健康診査を受診する乳児の保護者を対象に、子育てに関する資料の配布と、絵本を通して親子で楽しい時間を分かち合うことの大切さについてアドバイスし、地域で楽しく子育てできる環境づくりを推進します。	子育て支援課
子育て支援パンフレット等作成事業	地域の遊び場や子育てに関するサービス等の情報を、わかりやすくとりまとめ提供します。	子育て支援課
情報通信技術(I T)を活用した情報の提供	技術革新の進む情報通信の各種ツールの普及率や汎用性を踏まえ、適切な手法を検討し、子育てに関する情報の効果的な発信を行います。	子ども・若者政策課 子育て支援課
地域子育て支援推進会議	地域における子育て支援のネットワークづくりとして、5 中学校区において子育て支援の関係機関やボランティア等で構成する会議を開催し、地域の子育て力を高めるような取り組みをめざします。	子育て支援課

### ③地域における子育て支援サービスの充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
地域開放、所(園)庭開放	地域子育て支援拠点事業を実施していない保育所等において、在宅の就学前児童の親子に所庭を開放し、親子の交流の場を提供するとともに、子育て相談の充実を図ります。	幼児保育課
地域交流・園開放(あそびの広場)	幼稚園では未就園の子ども同士が互いに遊び交流できる場を提供するとともに、幼稚園を地域の教育センターとして機能の充実に努めます。	学校教育推進課(幼稚園)
病児・病後児保育	市内に在住している生後57日から小学6年生までの病気又は病気回復期にある乳幼児で、仕事や冠婚葬祭等やむを得ない事情により家庭での保育が困難な児童を病児・病後児保育室において一時的に保育し、子育てと児童の養護に努めます。	幼児保育課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において養育・保護を行います。利用施設の確保や適切な支援の実施に努めます。	子育て支援課
一時預かり事業	傷病や事故・介護等の緊急時、育児からのリフレッシュ、買い物・就労等、保護者の様々なニーズに幅広い対応を図るため、保育所等における一時預かりの受け入れ定員の充実を図ります。	幼児保育課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
ファミリーサポートセンター運営事業	概ね生後2か月から小学校4年生までの児童の預かりや送迎について、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークを運営します。会員による地域における子育ての相互援助活動を促進するため、制度の周知や援助希望者への講習の充実を図ります。	子育て支援課
子育て一時預かり利用券（ふくまる子ども券）給付事業	保護者の育児不安及び負担を軽減し、育児の疲れをリフレッシュすることで育児に前向きに取り組めるよう、保育所等に通っていない満1歳から満3歳の年度末までの子どもがいる世帯を対象に、一時預かり利用時に使えるふくまる子ども券（500円券20枚綴り）を配布します。	子育て支援課
こども食堂開設支援事業	子どもの健やかな成長と地域の人との交流により豊かな人間性や社会性を育むことができる「こども食堂」の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの促進・充実を図ります。	子ども・若者政策課

## （2）多様なニーズに応える保育サービスの推進

### ①保育内容の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
保育所等保育内容の充実	子どもの人権意識を培い、豊かな感性や創造性を育むために、年齢や発達に応じたきめ細かな保育内容の提供を図ります。また、各所（園）が特色のある保育を推進し、保育の質の向上に努めます。また新任の職員の増加や異動もあるので、保育の継承をしていきます。	幼児保育課
巡回支援の充実 【重点施策】	各施設に定期的な巡回指導を実施し、保育の指導や職員からの相談対応等を行い、保育の質の向上に繋がります。	幼児保育課
保育士確保事業 【重点施策】	「オール池田」での保育の量・質の確保を行うため、公私双方の保育士の採用確保・職場定着のための施策を展開します。	幼児保育課

### ②多様な保育サービスの充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
保育所等の利用調整及び量の確保 【重点施策】	高まる保育ニーズに対し、利用調整を行うとともに、民間事業者に対する施設整備への支援や補助事業の実施等により量の確保を行い、年度当初における国基準の待機児童を生じさせることのないよう努めます。	子ども・若者政策課 幼児保育課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
乳児保育	公・私立保育所等において、生後57日目からの産休明け保育を実施します。(一部の施設を除く)	幼児保育課
時間外保育事業 (延長保育事業)	就労形態の多様化に対応した保育サービスを提供するため、公・私立保育所等で午前7時から午後7時までの12時間保育を実施することで、サービスの充実を図ります(但し、一部の私立保育所等では実施時間が異なる)。	幼児保育課
幼稚園等の預かり保育	<p>【公立幼稚園】</p> <p>教育時間以外の時間帯における保育を実施することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援します。預かり保育の対象は、幼稚園に在園する園児のうち、保護者が預かり保育を希望する園児。保育時間終了後、午後6時まで。(休日及び幼稚園の休日は除く。)</p> <p>※令和2年度より預かり保育の開設時間を拡充予定。 (朝8時から教育時間開始まで及び長期休業中の預かり保育を実施。)</p> <p>【私立幼稚園・公私立認定こども園】</p> <p>保護者の就労意向の高まりを支援するため、教育時間外の時間帯で保育を実施する預かり保育の充実も図ります。</p>	総務・学務課 幼児保育課
休日(日曜日・祝日)保育	市内認可保育所等を利用する児童であって、保護者の勤務等により日曜日・祝日にも保育を必要とする児童に対し、保育ステーション「カルガモ」で保育を実施することで保育サービスの充実を図ります。	幼児保育課
送迎保育ステーション事業	2箇所の送迎保育ステーション「カルガモ」、「もりもりKIDS」を設置し、池田駅周辺から、遠方の園に入所している児童の朝・夕の送迎を行うことで、保護者の保育所までの送迎の負担軽減と、利便性の向上を図ります。	幼児保育課
待機児童解消保育事業	認可保育所等に入所できなかった児童を受入れるため、平成28年に池田市待機児童解消保育ルーム「ふくまるキッズ園」を開設し、民間事業者による運営のもと保育を行います。また、令和2年4月より同様の保育ルームを1園開設し、更なる保育の受け皿の確保を図ります。	幼児保育課
利用者支援事業 (特定型) 〔保育コンシェルジュの拡充〕 【重点施策】 〔再掲〕	引き続き保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、解消に努めます。また、保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応するため、保育コンシェルジュの増員により、相談業務の深化を図り、利用者に寄り添った支援を行います。	幼児保育課

### (3) 放課後児童対策の充実（新・放課後子ども総合プランに基づく取組の推進）

#### 「新・放課後子ども総合プラン」について

##### ●「新・放課後子ども総合プラン」とは・・・

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成30（2018）年9月に文部科学省と厚生労働省の連携のもと、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

同プランでは、放課後児童クラブについて令和3（2021）年度末までに待機児童解消をめざすほか、令和5（2023）年度末までに計30万人分の受け皿を整備すること、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することなどを定めています。

##### ●本市における取組み

同プランにおいて、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画又は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画には、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に関する具体的な方策や目標事業量などを定めることとされており、これらの内容を本計画において位置づけることとします。

##### ○放課後児童クラブ（留守家庭児童会）と放課後子供教室（子どもの居場所づくり推進事業）との一体的実施

全ての小学校（義務教育学校）でおこなっている両事業の一体的実施を継続します。実施にあたっては、参加児童の往来を双方の管理者が把握するとともに、児童の様子について引き続き情報共有を図ります。それぞれを所管する子育て支援課と教育センターでは、両事業の円滑な運営及び課題解決にむけてさらなる連携を進めてまいります。

##### ○留守家庭児童会の取組み拡充・重点施策への位置づけ

留守家庭児童会の対象学年を令和6年度に6年生まで拡充します。(p43、p121～127)

##### ○地域との連携による放課後児童対策の推進

地域の大人との交流も含め、子どもたちが放課後を有意義に過ごせる事業として放課後子供教室を実施しています。(p72)

## ①留守家庭児童会の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
留守家庭児童会運営事業 【重点施策】	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭の児童が過ごす場所として、安全で安心な遊びの場・生活の場づくりを行うとともに、異年齢児童との交流や発達段階に応じた遊びを通して、児童の自主性・社会性などの育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■質の向上のため、指導員への研修を定期的実施するとともに、事業内容についての周知を推進し、学校や地域との恒常的な情報共有が可能な体制の構築をめざします。</li> <li>■特別な配慮を必要とする児童については、人数に応じた職員のか晒や研修の他、他課専門職による巡回指導などを実施します。</li> <li>■開所時間等の設定については、多様化する保護者の働き方の実情を把握し、見直しを検討します。</li> </ul> <p>また、対象学年拡大に向けた教室整備をすすめてまいります。</p>	子育て支援課

## ②地域との連携

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
子どもの居場所づくり推進事業	大人と子ども間の交流も含めて子ども達が放課後を有意義に過ごせる事業として、さらに安全管理員の新規導入等による若返りを図ります。	教育センター
こども食堂開設支援事業 〔再掲〕	子どもの健やかな成長と地域の人との交流により豊かな人間性や社会性を育むことができる「こども食堂」の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの促進・充実を図ります。	子ども・若者政策課
児童館活動促進事業 〔再掲〕	<p>「学びの館」として、子どもたちの学力の定着を図るため、教室活動をはじめ、長期休業中に実施している特別活動教室、土曜学習（サタスタ）をさらに充実させていきます。</p> <p>また、地域との連携を強化していくため、校区にある学校や教育関連施設、保護者や地域の関係団体と緊密な連携を深め、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりに努めます。</p> <p>さらに、子育て世代の保護者に対して、教育相談の充実、子育て支援セミナー（ライフプランニングセミナー）の実施など、保護者同士の情報交換の場としての役割を果たせるよう機能整備を図っていきます。</p>	生涯学習推進課 児童館

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
青少年の健全育成 (五月山児童文化センター) 〔再掲〕	<p>科学室や図工室を活用した実験教室やクラフト教室、五月山の自然を親子で楽しむことのできる観察会などについては、内容の見直しとさらなる充実を図っていきます。</p> <p>また、乳幼児家庭のための子育て支援の拠点として、「よちよちプラネタリウム」「親子山歩き」などの行事を通して、気軽に集い、出会い、相談できる環境づくりに努めます。</p> <p>さらに、児童の放課後の居場所として多目的室(自習室)を開放し、地域の大人たち(ボランティア)とともに子どもの成長を見守ることができる施設をめざします。</p>	生涯学習推進課 五月山児童文化センター
青少年の健全育成 (水月児童文化センター) 〔再掲〕	<p>子ども・若者を育てる全年齢型地域交流拠点「遊び・子育て・参画実践の館」をめざし、利用者が「出会い・気づき・つながり・表現し・行動する」環境づくりに努めます。また、定期クラブ、月例サークル、季節単発行事、特別事業(親子教室、劇団、子ども会議、夜間開館、子ども食堂)に加え、施設運営への市民参画や社会課題を考える場としての役割を果たせるよう機能整備を図っていきます。</p>	生涯学習推進課 水月児童文化センター

#### (4) 子育て支援ネットワークの充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
ボランティア交流会	<p>子育てに関わるボランティアとの連携を深めるため、交流会を開催します。また、ボランティアの活動支援や育成、協働実施する講習の充実を図ります。</p>	子育て支援課
サークル交流会	<p>子育てサークルが情報交換や地域の仲間づくりができるよう交流会を開催します。また、遊びの提供や絵本・おもちゃの貸し出しを実施し、子育てサークルの活動支援や育成を図ります。</p>	子育て支援課
地域子育て支援推進 会議 〔再掲〕	<p>地域における子育て支援のネットワークづくりとして、5中学校区において子育て支援の関係機関やボランティア等で構成する会議を開催し、地域の子育て力を高めるような取り組みをめざします。</p>	子育て支援課
コミュニティソーシャル ワーカー設置事業	<p>制度の狭間の問題や複合的な問題を抱える要支援者に対して、関係機関と連携しながらサポートを継続して行います。また、民生委員児童委員や地区福祉委員の地域ネットワークとも連携して、要支援者を日ごろから地域で見守っていく体制を構築していきます。</p>	高齢・福祉総務課

## 2-2 母子の健康を切れ目なく支える環境の整備・充実

母子の健康保持・増進を図るため、母子の疾病予防や早期発見等の取組みの充実に努めるとともに、妊娠期からの切れ目のない支援として、妊娠期・産後の相談支援の充実に図り、妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消に努めます。また、乳幼児期から正しい食習慣を身につけることをめざし、成長段階に応じた食育の取組みを推進します。

### (1) 母子の健康保持・増進

#### ①安全で快適な妊娠・出産の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
母子健康手帳交付	妊娠の届出を受け、母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付します。 交付の際に、妊娠・出産・育児についての情報提供を行うとともに、妊娠期の保健指導や産後うつ、育児の相談窓口の情報提供などにより、妊娠・出産への不安の軽減を図ります。	健康増進課
利用者支援事業 (母子保健型) 子育て世代包括支援センター 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期からの切れ目のない支援をめざし、妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。また、支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。 ○妊婦へのフォロー電話：初産の妊婦や支援を要する妊婦に対して、助産師が電話し、妊娠・出産についての不安が解消できるよう相談支援を行います。継続支援が必要な妊婦には保健師が対応します。	健康増進課
両親教室 〔再掲〕	母性・父性を高め、よりよい育児を支援するために、講義や実技、交流会の内容でマタニティクラスを開催します。また、休日に父親準備教室も開催し、積極的な父親の育児を促進します。 教室の内容や運営については、参加者ニーズの対応に努めます。	健康増進課
妊婦健康診査	妊婦の健康管理のため行われる妊婦健康診査について、経済的負担の軽減を図り、国が示す望ましい基準の妊婦健康診査が受けられるよう、費用を助成します。	健康増進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
妊娠・出産支援事業 【重点施策】 〔再掲〕	<p>妊娠期・産後の相談支援を充実します。</p> <p>○産前・産後サポート事業：妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。</p> <p>○産後ケア事業：産後、安心して子育てができることを目的に、出産後、家族等から十分なサポートが受けられず、特に支援が必要な家庭に対し、助産師等による訪問型のサービスを行います。また、対象家庭の拡大や宿泊型等の実施について検討します。</p>	健康増進課
不育症治療費助成事業	不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	健康増進課
分娩プロジェクト (はぐくみ はばたけ いけだ Baby)	少子化により出産可能な産婦人科が減少するなか、市立池田病院が市内唯一の出産可能な総合病院として、市民が安全に安心して出産できる環境を提供することが重要であり、小児科をはじめ他の診療科との連携が可能な総合病院としての強みを全面に出していくことで、市内で出産できる環境を確保するとともに、更なる分娩件数の増加に繋がります。	市立池田病院 医療管理課
産科医療機関等との連携	継続支援が必要な妊産婦と乳児について、大阪府が保健機関と医療機関の情報連携ツールとして作成した要養育支援者情報提供票等を活用し、産科医療機関等と連携を取り、支援します。	健康増進課

## ②乳幼児の健康保持・増進及び育児不安の軽減

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
新生児聴覚検査事業	先天性難聴の早期発見のために、生後間もない時期に行う新生児聴覚検査の費用を助成し、受検を促進します。また、保護者への必要な相談支援を行います。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業 【重点施策】 〔再掲〕	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問します。乳児の発育発達や産婦の心身の健康状態を確認し、きめ細やかな保健指導を行うとともに、育児支援の情報提供も行います。</p> <p>本市では、新生児・未熟児・産婦の訪問指導も兼ねています。</p>	健康増進課
4か月児健康診査	<p>乳児の健康の保持・増進のため、4か月児を対象に健康診査を行います。</p> <p>月2回(年24回)の集団健診で、集団指導、問診、身体計測、小児科診察、保健指導等の内容で行います。</p>	健康増進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
乳児後期健康診査	乳児の健康の保持・増進のため、9か月から1歳未満の乳児を対象に、健康診査を行います。 個別健診（かかりつけ医での健診）で、問診、身体計測、小児科診察等の内容で行います。健診結果やかかりつけ医からの指示により、保健師が後日、保健指導や育児相談会、約束クリニックへの案内を行います。	健康増進課
1歳6か月児健康診査	幼児の健康の保持・増進のため、1歳6か月児を対象に健康診査を行います。 月2回（年24回）の集団健診で、集団指導、問診、身体計測、小児科診察、歯科診察、心理発達相談、保健指導等の内容で行います。	健康増進課
3歳6か月児健康診査	幼児の健康の保持・増進のため、3歳6か月児を対象に健康診査を行います。 月2回（年24回）の集団検診で、問診、視力・聴覚アンケート、視力検査、身体計測、検尿、小児科診察、歯科診察、心理発達相談、保健指導等を行います。	健康増進課
約束クリニック （経過観察健診）	乳幼児健康診査や育児相談、関係機関からの紹介などで、経過観察が必要な児を対象に、経過観察健診を行います。小児科診察日は栄養相談等もあわせて行います。心理発達相談には個別相談の他、親子遊び等も行う小集団の相談会もあります。 小児科診察：月1回 未熟児等対象の小児科診察：年6回 心理発達相談：（個別相談）年100回程度 （集団）さくらんぼ相談会：月3回	健康増進課
電話育児相談	育児や妊産婦の健康についての電話相談に、保健師等が対応します。	健康増進課
育児相談会 （うさちゃん育児相談会）	育児相談の場として、概ね9か月から1歳4か月児を対象に、乳児後期健康診査の結果から必要な親子等に案内します。月1回の開催で、親子遊び、身体計測、保健指導（育児相談）を行います。	健康増進課
予防歯科教室	う蝕の急増期である1歳児から7歳児までの子どもに、歯科健診・歯科相談・ブラッシング指導・フッ素塗布を実施し、歯科疾患の予防に努めます。	健康増進課
2歳6か月児歯科健康診査	乳歯列の完成期である2歳6か月児に、歯科検診・歯科相談・ブラッシング指導等を実施し、う蝕予防に努めることや噛むことの大切さなど、歯や口腔の健康の基礎を築くことを推進します。	健康増進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
予防接種	予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、予防接種で防ぐことのできる疾病の予防、まん延の防止に努めます。	健康増進課
乳幼児健康診査等での事故予防の啓発	子どもが病気になった際の応急的なケアの方法、誤飲や転落・転倒、やけど等、家庭内での乳幼児の事故予防等について、乳幼児健康診査等の機会を活用し、パンフレット等の配布により啓発を図ります。	健康増進課
利用者支援事業 (基本型) にじいろ 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、専任の保育士が、当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで、柔軟に相談に応じます。 また、母子保健や子育て支援の関係機関担当者との連携を推進します。	健康増進課

## (2) 食育の推進

### ① 食育に関する啓発の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
食育推進計画	令和2年度からの新たな食育推進計画に基づき、母子保健事業や保育所、学校保健事業など、関係機関が連携しライフステージごとの取り組みを推進します。また、取り組みの評価を行い、後継計画に活かします。	学校教育推進課 健康増進課 幼児保育課

### ② 食育に関する学習機会の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
食育推進事業	乳幼児期から正しい食習慣を身につけることをめざし、離乳食講習会(ごっくん期・かみかみ期)や妊婦等を対象にした調理実習、幼児向けの簡単な調理体験講座等を実施し、食育を推進します。また、事業内容の充実を図っていきます。 (ごっくん期): 月1回初期から中期の離乳食の進め方の講話と試食、保健指導を行います。 (かみかみ期): 年6回後期から完了期の離乳食の進め方の講話と調理実習を行います。 妊婦等の調理実習や幼児向けの講座は、地域栄養士会へ委託し実施します。	健康増進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
乳幼児健康診査等での食育	乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。また、希望者には個別相談を行います。 4か月児健康診査では離乳食についての講話、1歳6か月児健康診査では幼児食のフードモデルの展示やおやつ の量・選び方のパンフレットの配布、3歳6か月児健康診査では清涼飲料水に含まれる糖分の展示等を行います。その他、待合いロビーでは食育のDVD放映も行 います。	健康増進課
保育所（等）食育推進事業	令和2年度からの新たな食育推進計画に基づき、食育を推進していきます。	幼児保育課
食育に関する教育課程	さまざまな教科や領域等の学習の中で、正しい食習慣が身につくよう食生活の健康に及ぼす影響や調理を含めた食育の学習を小・中・義務教育学校で推進します。	学校教育推進課

### (3) 小児保健医療体制の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
かかりつけ医の推進	予防接種や乳児後期健康診査等を機会に、かかりつけ医を持つことを勧めます。	健康増進課
広域医療対策事業 豊能広域こども急病センター	夜間・休日の小児保健医療体制を確保を目的に、豊能地域二次医療圏の広域緊急医療対策として、豊能広域こども急病センター（箕面市）を運営するため、費用の一部を負担します。	健康増進課
池田市立休日急病診療所の運営	診療の空白時間が生じないように日曜・祝日・年末年始に診療を実施します。また、医師の確保や迅速な二次転送ができるよう医師会や近隣医療機関との連携の強化を図り、さらに休日急病診療所の市民への認知度向上にも努めます。	休日急病診療所



## 2-3 少子化対策の推進

子どもを生むことや子育てに対する負担を感じさせる要因のひとつとして経済的負担があげられることから、医療費や教育費等の負担軽減、各種手当等の諸制度の普及促進により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。加えて、晩婚化や未婚化が進んでいることから、人口減少社会を見据えた結婚の希望を叶える環境整備により、少子化対策を推進します。

### (1) 子育ての経済的負担の軽減

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
保育所・幼稚園等児童エンゼル補助金交付事業	0～2歳児については、公立・私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園に通う第3子以上の一部児童を対象に補助金を支給することで、保育所等入所児童をもつ家庭の経済的負担の軽減を図ります。 また、無償化実施に伴い、3～5歳児については、第4子以降の補助適用世帯に対し、給食費のうち副食材料費を補助します。	幼児保育課
エンゼル祝品交付事業	市民の出産を祝福するとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い子育てを支援することを目的に、新生児を出産された方に「エンゼル祝品」として、池田泉州銀行の1万円入りの、第3子以上出生された方には5万円入りの積立式定期預金通帳を交付します。	総合窓口課
エンゼル車提供制度	平成29年度以降に第3子以上を出産をされた方を対象にダイハツ工業(株)から乗用車を3年間無償貸与します。	総合窓口課
就学就園助成	奨学金を支給することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。就学に当たり、経済的な援助を必要とする世帯は依然として多く、今後とも事業の継続が必要です。	総務・学務課
児童手当	家庭生活の安定に寄与するとともに児童の健やかな成長を願って支給する児童手当について、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給するとともに、制度の広報・普及に引き続き努めます。	子育て支援課
子ども医療費助成	18歳の年度末までの子どもに対し医療費の一部を助成し、健康の保持に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 子育て支援を推進していくため、受給者が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行っていきます。 今後も医療費負担の軽減により、受給者の健康の保持と福祉の増進を図り、子育てを支援していきます。	保険医療課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
保険給付事業 (国民健康保険・出産育児一時金の支給)	被保険者の出産に関し、条例により出産育児一時金(1児につき42万円)を支給します。また、差額支給のある被保険者に関しては申請を勧奨する通知を送付し、周知を行います。	国保・年金課
妊娠・出産・子育て応援事業	経済的な負担軽減を図ることで妊娠・出産から子育て期までの家庭を応援するため、池田泉州銀行の「妊活・育活ローン」の借入者に対し、ローン返済開始月から1年間に返済した年利2%相当額を補助します。	子育て支援課
子育て一時預かり利用券(ふくまる子ども券)給付事業 (再掲)	保護者の育児不安及び負担を軽減し、育児の疲れをリフレッシュすることで育児に前向きに取り組めるよう、保育所等に通っていない満1歳から満3歳の年度末までの子どもがいる世帯を対象に、一時預かり利用時に使えるふくまる子ども券(500円券20枚綴り)を配布します。	子育て支援課

## (2) 結婚の希望を叶える環境整備

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
結婚支援事業	結婚意思のある方を対象とする「婚活イベント」を行う団体に対し、補助金を交付することにより、人口減少社会を見据えた結婚への支援を行います。 また、「おおさか結婚応援ネットワーク」に参加し、大阪府・各種団体と連携した結婚支援に努めます。	子ども・若者政策課
結婚祝品利用券の贈呈	市民が婚姻届を出された場合、市内商工業者の協力により、結婚のお祝いとして結婚祝品利用券を贈呈します。 引き続き、婚姻届を受理する総合窓口課と連携しながら、同制度の利用促進を行います。	商工労働課



### ■ 第3節 【基本目標③】 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

子育てを含む家庭生活と仕事の両立支援に向け、企業・事業所に対して、子育て期の多様で柔軟な就労形態や家庭生活と均衡のとれた働き方等についての啓発を行います。

多様な就労の状況に応じた保育サービスや放課後児童対策の充実など、子育てと仕事の両立を推進するための取組みを充実し、市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

#### 3-1 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

国・府や関係機関と連携し、企業や事業者に対し、就労者が家庭生活と仕事を両立しながら十分に能力を発揮して働くことができる就労環境づくり、子育て家庭にやさしいフレキシブルな就業形態の導入などについて働きかけを行い、子育てに対する理解や協力を求める啓発を推進します。

##### (1) 家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
事業所内保育所設置への働きかけ	引き続き設置を希望する企業等への必要な案内等を行うとともに、既に設置された施設に対しては、2市2町広域処理による監査を定期的に実施し、保育の質の確保を徹底します。	幼児保育課
事業主に対する啓発活動の強化	事業所を対象に、就労者が家庭生活と仕事を両立しながら十分に能力を発揮して働くことができる就労環境の必要性を啓発していきます。また、就労者が家庭と仕事を両立できるよう十分配慮し、男女の均等な処遇の徹底に向けて、関係機関と連携しながら事業主に対する啓発活動を強化します。 引き続き、国、関係機関からのパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発を実施していきます。	商工労働課

##### (2) 多様な就労形態への働きかけ

###### ① 労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
パートタイム労働者などの労働条件の整備	事業所を対象に、国・府の普及パンフレットや資料の配布などにより週40時間労働に関する啓発・広報活動に努め、労働時間の短縮を促進します。 引き続き、広報誌への掲載、他市とのタイアップしたセミナーを開催していきます。	商工労働課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
多様な就労形態で働く女性への意識啓発	事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、在宅就労など多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 引き続き、国、関係機関からのパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発を実施していきます。	商工労働課

## ②就労への支援

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
地域就労支援事業〔再掲〕	ひとり親家庭の親等で就労困難者に対し就労支援を行います。 引き続き、変わりゆく就労環境の周知やタイムリーなセミナーの開催に取り組んでいきます。	商工労働課

## 3-2 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向けて、理念の周知や性別役割分担意識の解消等の啓発に努めるとともに、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。

### (1) ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
就業と家庭責任の両立支援	就労による経済的自立が可能であり、また、健康で豊かな生活のための時間が確保され、多様な働き方、生き方が選択できる社会、いわゆる、「仕事と生活の調和」の実現について、その理念の周知や実現を阻害する性別役割分担意識の解消等の啓発に努めます。	人権・文化国際課

### (2) 男女共同参画に関する啓発の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
学校・園における男女平等教育	教職員等に対する男女共同参画の意識啓発を充実し、学校・園における男女平等教育の推進を図ります。	学校教育推進課
男女共同参画啓発事業	男女がともに仕事と家庭責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会の実現をめざし、固定的な役割分担意識の解消を図る啓発を推進します。	人権・文化国際課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
男女共同参画貢献に対する顕彰	男女共同参画に貢献、活躍した個人・グループ・事業者の顕彰制度（オーブ・池田賞）を設け、男女共同参画社会づくりを推進します。	人権・文化国際課

### 3-3 子育てと仕事が両立できる保育環境の整備・充実

保護者の就労形態の多様化にともなう保育ニーズに対応できるよう、多様な保育サービスの充実、保育の量の確保、保育の質の向上を図るとともに、放課後児童対策の充実を図ります。〔再掲〕

#### (1) 多様なニーズに応える保育サービスの推進 【再掲】

##### ① 保育内容の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
保育所等保育内容の充実 〔再掲〕	子どもの人権意識を培い、豊かな感性や創造性を育むために、年齢や発達に応じたきめ細かな保育内容の提供を図ります。また、各所（園）が特色のある保育を推進し、保育の質の向上に努めます。また新任の職員の増加や異動もあるので、保育の継承をしていきます。	幼児保育課
巡回支援の充実 【重点施策】 〔再掲〕	各施設に定期的な巡回指導を実施し、保育の指導や職員からの相談対応等を行い、保育の質の向上に繋がります。	幼児保育課
保育士確保事業 【重点施策】 〔再掲〕	「オール池田」での保育の量・質の確保を行うため、公私双方の保育士の採用確保・職場定着のための施策を展開します。	幼児保育課

##### ② 多様な保育サービスの充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
保育所等の利用調整及び量の確保 【重点施策】 〔再掲〕	高まる保育ニーズに対し、利用調整を行うとともに、民間事業者に対する施設整備への支援や補助事業の実施等により量の確保を行い、年度当初における国基準の待機児童を生じさせることのないよう努めます。	子ども・若者政策課 幼児保育課
乳児保育 〔再掲〕	公・私立保育所（園）において、生後57日目からの産休明け保育を実施します。（一部の施設を除く）	幼児保育課
時間外保育事業（延長保育事業） 〔再掲〕	就労形態の多様化に対応した保育サービスを提供するため、公・私立保育所（園）で午前7時から午後7時までの12時間保育を実施することで、サービスの充実を図ります（但し、一部の私立保育所（園）では実施時間が異なる）。	幼児保育課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
幼稚園等の預かり保育 〔再掲〕	<p>【公立幼稚園】</p> <p>教育時間以外の時間帯における保育を実施することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援します。預かり保育の対象は、幼稚園に在園する園児のうち、保護者が預かり保育を希望する園児。保育時間終了後、午後6時まで。(休日及び幼稚園の休日は除く。)</p> <p>※令和2年度より預かり保育の開設時間を拡充予定。            (朝8時から教育時間開始まで及び長期休業中の預かり保育を実施。)</p> <p>【私立幼稚園・公私立認定こども園】</p> <p>保護者の就労意向の高まりを支援するため、教育時間外の時間帯で保育を実施する預かり保育の充実も図ります。</p>	幼児保育課 総務・学務課
休日(日曜日・祝日)保育 〔再掲〕	<p>市内認可保育所等を利用する児童であって、保護者の勤務等により日曜日・祝日にも保育を必要とする児童に対し、保育ステーション「カルガモ」で保育を実施することで保育サービスの充実を図ります。</p>	幼児保育課
送迎保育ステーション事業 〔再掲〕	<p>2箇所の送迎保育ステーション「カルガモ」、「もりもりKIDS」を設置し、池田駅周辺から、遠方の園に入所している児童の朝・夕の送迎を行うことで、保護者の保育所までの送迎の負担軽減と、利便性の向上を図ります。</p>	幼児保育課
待機児童解消保育事業 〔再掲〕	<p>認可保育所等に入所できなかった児童を受入れるため、平成28年に池田市待機児童解消保育ルーム「ふくまるキッズ園」を開設し、民間事業者による運営のもと保育を行います。また、令和2年4月より同様の保育ルームを1園開設し、更なる保育の受け皿の確保を図ります。</p>	幼児保育課
利用者支援事業 (特定型) 〔保育コンシェルジュの拡充〕 【重点施策】 〔再掲〕	<p>引き続き保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、解消に努めます。また、保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応するため、保育コンシェルジュの増員により、相談業務の深化を図り、利用者に寄り添った支援を行います。</p>	幼児保育課

(2) 放課後児童対策の充実（新・放課後子ども総合プランに基づく取組の推進）【再掲】

①留守家庭児童会の充実

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
留守家庭児童会運営事業 【重点施策】 【再掲】	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭の児童が過ごす場所として、安全で安心な遊びの場・生活の場づくりを行うとともに、異年齢児童との交流や発達段階に応じた遊びを通して、児童の自主性・社会性などの育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 質の向上のため、指導員への研修を定期的を実施するとともに、事業内容についての周知を推進し、学校や地域との恒常的な情報共有が可能な体制の構築をめざします。</li> <li>■ 特別な配慮を必要とする児童については、人数に応じた職員の加配や研修の他、他課専門職による巡回指導などを実施します。</li> <li>■ 開所時間等の設定については、多様化する保護者の働き方の実情を把握し、見直しを検討します。</li> </ul> <p>また、対象学年拡大に向けた教室整備をすすめてまいります。</p>	子育て支援課

②地域との連携

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
子どもの居場所づくり推進事業 【再掲】	大人と子ども間の交流も含めて子ども達が放課後を有意義に過ごせる事業として、さらに安全管理員の新規導入等による若返りを図ります。	教育センター
こども食堂開設支援事業 【再掲】	子どもの健やかな成長と地域の人との交流により豊かな人間性や社会性を育むことができる「こども食堂」の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの促進・充実を図ります。	子ども・若者政策課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
児童館活動促進事業 〔再掲〕	<p>「学びの館」として、子どもたちの学力の定着を図るため、教室活動をはじめ、長期休業中に実施している特別活動教室、土曜学習（サタスタ）をさらに充実させていきます。</p> <p>また、地域との連携を強化していくため、校区にある学校や教育関連施設、保護者や地域の関係団体と緊密な連携を深め、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境づくりに努めます。</p> <p>さらに、子育て世代の保護者に対して、教育相談の充実、子育て支援セミナー（ライフプランニングセミナー）の実施など、保護者同士の情報交換の場としての役割を果たせるよう機能整備を図っていきます。</p>	生涯学習推進課 児童館
青少年の健全育成 （五月山児童文化センター） 〔再掲〕	<p>科学室や図工室を活用した実験教室やクラフト教室、五月山の自然を親子で楽しむことのできる観察会などについては、内容の見直しとさらなる充実を図っていきます。</p> <p>また、乳幼児家庭のための子育て支援の拠点として、「よちよちプラネタリウム」「親子山歩き」などの行事を通して、気軽に集い、出会い、相談できる環境づくりに努めます。</p> <p>さらに、児童の放課後の居場所として多目的室（自習室）を開放し、地域の大人たち（ボランティア）とともに子どもの成長を見守ることができる施設をめざします。</p>	生涯学習推進課 五月山児童文化センター
青少年の健全育成 （水月児童文化センター） 〔再掲〕	<p>子ども・若者を育てる全年齢型地域交流拠点「遊び・子育て・参画実践の館」をめざし、利用者が「出会い・気づき・つながり・表現し・行動する」環境づくりに努めます。また、定期クラブ、月例サークル、季節単発行事、特別事業（親子教室、劇団、子ども会議、夜間開館、子ども食堂）に加え、施設運営への市民参画や社会課題を考える場としての役割を果たせるよう機能整備を図っていきます。</p>	生涯学習推進課 水月児童文化センター

## ■ 第4節 【基本目標④】子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

本市の子どもたちがのびのび育っていけるように、安全・安心な環境づくりに向け、関係機関や地域と連携して、子どもを事故、犯罪の被害や災害から未然に守る活動を推進します。

子どもの安全確保に努めるとともに、子育て家庭の安心確保に向け、居住環境支援やバリアフリー化など、子ども・子育て家庭に配慮したまちづくりを推進し、生活環境の整備・充実を図ります。

### 4-1 子育て家庭が安心して生活できる環境の整備・充実

子育て家庭が安心して生活できるよう、快適で安全な住環境づくりに努めるとともに、道路や歩道、公共施設等のバリアフリー化に加え、子どもや子ども連れに配慮した公共施設の整備促進など、ユニバーサルデザインの視点に立ち、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

#### (1) 居住環境の整備・充実

##### ① 快適で安全な住環境づくり

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
狭隘道路整備促進補助事業	狭あい道路の解消を進めるにあたり、助成制度の見直しを検討するとともに、制度の周知を図り、私有地の後退整備を促すことで、市民の安全で良好な住環境の推進を図ります。	土木管理課

##### ② 住宅対策の促進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
母子・父子住宅〔再掲〕	市営住宅条例の申込資格の全ての条件を満たし、かつ母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の適用を受けている母子・父子世帯に対し、低廉な家賃の市営住宅を提供します。	子育て支援課 (都市政策課)
重度障がい者住宅改造助成〔再掲〕	障がい者の日常生活の向上を図るため、住宅改造費を助成します。	障がい福祉課
親元近距離居住応援事業	子育て世帯の流入及び定住化の促進を図るため、本市に転入して親世帯と同居する子世帯に対し、マイホームを新規取得する際の費用の一部に対し、補助金を交付します。	都市政策課

## (2) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

### ①福祉のまちづくりの総合的な推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
交通安全施設整備事業	高齢者や障がい者、車いすやベビーカー利用者の安全な通行を確保するため、関係機関と危険箇所の把握に努め、道路照明、防護柵、カーブミラー、交差点カラーなどの交通安全対策を進めていきます。	交通道路課
バリアフリー化推進事業 (バリアフリーマスタープラン策定)	令和2年度に「池田市バリアフリーマスタープラン(仮称)」を策定し、みんなが活動したくなるまちを目指すため、共生社会・ダイバーシティをキーワードに継続的な取組みの推進を実施します。	交通道路課

### ②子どもや子ども連れなどに配慮した公共施設の整備の促進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
「赤ちゃんステーション」の設置	オムツ替えや授乳ができる機能を備えた市内の公共施設や児童福祉施設、医療機関、商業施設等を「赤ちゃんステーション」として登録すると共に、ステッカー等を貼って周知します。	子育て支援課
キッズコーナーの設置	乳幼児連れの来庁者を支援するため、市庁舎内にキッズコーナーを設置します。	子育て支援課
安全な遊び場の提供	今後も長寿命化を図り、安心して利用できる公園の補修・改修を進めていく必要があります。あわせて、今後、維持管理費用の増大が見込まれるため、必要な公園施設を検討し、再編成も検討していきます。	公園みどり課

## 4-2 子どもが安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

子どもを含むすべての市民にとって安全・安心に過ごせる地域環境の整備・充実に向け、警察や関係機関、地域と連携した防犯活動を推進するとともに、地震や風水害などの防災対策を推進します。

教育面においても、子どもへの防犯・防火、防災教育の推進により意識の向上を図ることに加え、交通安全に関しては、子どもと保護者の事故防止及び交通安全意識の向上のための啓発活動を推進します。

また、スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の普及など、子どもを取り巻く環境が恒常的に変化しており、有害環境の是正に向けた対策を推進します。

## (1) 子どもに安全な交通対策の推進

### ①交通安全教育の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
交通安全教室	市内の保育所・園や幼稚園、市立学校において、講話やビデオ、実技指導などによる交通安全教室を開催し、子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を引き続き推進します。また、保護者の交通安全意識の向上も必要と考えるため、「交通安全は家庭から」のスローガンのもと保護者に対する啓発活動も引き続き推進していきます。 最近では所外保育での交通ルールを守っていても事故に巻き込まれるケースが多いので、そういったことも含めた指導も行います。	交通道路課 幼児保育課 学校教育推進課
交通安全啓発事業	全国交通安全運動期間を中心とした広報・啓発活動や自転車免許教室の実施をはじめとした、自転車マナーアップ運動等の交通安全教育を展開します。また、これまでの交通安全啓発事業の体制を見直し、効果的な事業の展開を検討していきます	交通道路課

### ②安全な交通環境の整備

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
違法駐車等防止事業	違法駐車・迷惑駐車防止のための啓発を行うとともに、交通問題協議会や地域公共交通会議を通して、事業者の意見や要望を聞きつつ対策を検討していきます。また、池田警察署とも連携し取り締まりの強化や見回りの強化を要請していきます。	交通道路課
放置自転車等対策事業（池田・石橋阪大前駅周辺）	池田・石橋阪大前駅周辺における自転車等の放置防止指導及び移動・保管・返還等を継続的に行い、駅周辺の良好な生活環境を保持します。また、放置自転車等台数が減少した駐輪対策の事例等を調べるとともに、適切な駐輪施設のあり方についても検討していきます。	交通道路課

## (2) 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進

### ①防犯・防災意識の醸成

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
防犯教室	大阪府警生活安全指導班の協力により、人形劇などによる具体的な場面を通して幼児に痴漢や誘拐などの悪質な犯罪から身を守るための方法を学ばせ、防犯意識の向上を図ります。	幼児保育課
防災教育の推進	近年増加する自然災害に対し、防災教育を継続実施することで、防災に対する意識の向上、自助、共助の啓発に努めます。	消防署
防火防災意識啓発	市内の幼稚園・保育所・こども園及び幼年消防クラブに出向き玩具煙火の体験及び視聴覚教材による防火安全指導を実施し、防火防災意識の向上を図るとともに今後も同様の内容で開催していきます。	消防本部予防課
歳末防火意識啓発	継続的に地域活動の一環として、こども会やボーイスカウトに、夜警並びに夜回り警戒を行ってもらうことで、少年期の火災予防思想を高めるとともに、地域への歳末における防火意識の啓発を図ります。	消防本部総務課

### ②防犯・防災体制の強化

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
市民安全のつどいの開催	地域安全活動の充実や防犯活動の促進を図るため、今後も「市民安全のつどい」を開催し、地域の防犯安全意識の高揚につなげます。	危機管理課
防犯委員会補助事業	警察、関係機関、関係団体と協力し、地域住民と一体となって防犯活動を推進し、地域で防犯活動の推進を図ります。	危機管理課
地域住民による子育て支援の推進〔再掲〕	地域住民による子どもや子育て家庭の見守り・応援活動を推進し、地域全体で子どもを育む風土の醸成と子どもの健全育成に努めます。	子ども・若者政策課
子ども110番の旗の配布〔再掲〕	これからも、子どもたちを犯罪から守る一助とするため、「子ども110番の家」の旗を作成し、個人や事業者への体制づくりを支援していきます。	危機管理課
シティー・ガード対策事業	市の安全パトロールやスクールガードリーダーだけでなく、学校・地域・警察との連携を強化し、地域の安全を見守っていきます。	危機管理課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
セーフティー・キーパー対策事業	市域の児童施設を中心に、安全パトロール隊が巡回し、安全監視を行うことにより犯罪防止や非常事態への対応を図ります。	危機管理課
子ども安全対策事業	新1年生に防犯ブザーを無償配付します。また、犯罪発生や歩行中の事故等を防ぐために、学校と地域、関係機関が一体となって学校安全を確保するとともに、見守り隊の方との連携を図り、状況把握に努めます。 リアルタイムに「登下校メール」の有償の利用率をさらに向上させます。「ツイタもんメール」については、非常変災時の緊急一斉連絡手段として非常に有効であるため、利便性をさらに周知することで、利用者数の向上をめざします。	教育センター
防災訓練の実施	豊能地区3市2町の合同防災訓練、各地域の自主防災会の訓練、市の訓練等を行うことで、近隣市町村又防災関係機関の災害時における連携や平常時の関係構築に繋がっていきます。	危機管理課
消防訓練指導	市内の保育所、幼稚園、小学校に出向き、災害が発生した際の避難行動の重要性を説き、自らの生命身体を守り、共に助け合う能力を身に付けてもらいます。	消防署
防災対策の推進	防災備蓄倉庫を拠点とし、物資の備蓄と受援施設として機能を果たすとともに、各小学校（避難所）における備蓄と併せて、きたる災害に備えていきます。	危機管理課
災害情報提供体制の充実	従来市のホームページやMCA無線、広報車や緊急速報メールだけでなく、防災行政無線やLINEなどのSNSなどを通じるなど、情報伝達の多様化に努めていきます。	危機管理課

### (3) 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
「社会を明るくする運動」ポスター・標語の募集	引き続き社会を明るくする部会の関係団体等と連携しながら、“社会を明るくする運動”について、標語・ポスター・作文コンテスト及び街頭啓発運動、「市民のつどい」開催等を通じて一般市民の理解を進めていきます。	高齢・福祉総務課
中学校指導支援事業〔再掲〕	児童・生徒の健全育成を図るために「学園生活指導協力委員会」を組織し、学校以外で関わる地域と学校が連携し、継続した児童生徒の見守り体制の強化を図ります。	教育センター

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
安心安全な携帯やネットの使い方の推進	携帯電話を中心とした情報機器やインターネットの使い方について、情報モラルやネットリテラシーなどについての正しい知識と利用方法について考える機会を設定します。	教育センター



## ■ 第5節 【基本目標⑤】 子どもの人権を守る環境づくり

虐待の早期発見・早期対応及び発生予防を充実させるとともに、支援や配慮を要する子どもや子どものいる家庭に必要な支援が行き渡るように体制の充実を図ります。〔再掲〕

池田市人権教育基本方針に則って、子どもの主体的な思考力、判断力を養い、豊かな人権感覚を持って行動する人間として成長していくことをめざした人権教育を推進します。

社会の変化とともに、人権問題も多様化・複合化する中で、様々な文化、習慣、価値観等が尊重され、子どもの権利が等しく守られる環境の整備・充実に努めます。

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、次代を担う人材育成策として子どもの貧困問題対策を推進していきます。

### 5-1 子どもの人権が尊重される環境の整備・充実

児童虐待への対応については、大阪府や関係機関との連携を一層深め、虐待防止及び早期発見と迅速な対応を図り、子どもの人権を守る取組みを強化します。〔再掲〕

また、「池田市人権基本方針」等に基づく人権教育を推進するとともに、「人権」についての市民の理解を高めるよう啓発を行うなど、子どもや子育て家庭が置かれた立場や生活状況等に関係なく、等しく権利が守られ、子どもの健全な成長が促されるよう、人権が尊重される環境の整備・充実に推進します。

#### (1) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実【再掲】

##### ①問題の早期発見・相談援助体制の充実【再掲】

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
児童家庭相談事業・ 子ども家庭総合支援 拠点 【重点施策】 〔再掲〕	全ての子どもとその家庭及び妊産婦が安全で安心な生活ができるよう、関連機関との連携を図りながら相談援助を行います。また、子どもと家庭の実情把握、支援に関する情報共有、子育て全般の相談対応、児童虐待の相談・通告受付など、関係機関との調整を行い、子どもと家庭の支援に取り組みます。	子育て支援課
児童虐待発生予防事業 〔再掲〕	乳幼児健康診査未受診家庭対応や居所不明児童調査を実施し、関係機関と連携し、子どもの状況把握及び必要に応じて早期支援を行います。 継続的に行うことで、未然防止を図ります。 児童虐待の発生予防を目的とし、機関訪問やオレンジリボン運動を推進し啓発活動を行います。また、児童虐待発生予防の観点から、親及び子ども支援プログラムを実施します。 継続的に実施することで定着化させ、予防に努めます。	子育て支援課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
池田市要保護児童対策地域協議会虐待関係部会実務者会議 〔再掲〕	児童虐待の防止・早期発見・援助活動など総合的な取り組みを推進するための保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体や関係者からなる要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期支援、再発防止に努めます。ネットワークでの情報共有や現状把握のため、実務者会議を定期的に行います。	子育て支援課
利用者支援事業 (母子保健型) 子育て世代包括支援センター 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。また、支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	健康増進課
利用者支援事業 (基本型) にじいろ 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、専任の保育士が、当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで、相談に柔軟に応じます。 また、母子保健や子育て支援の関係機関担当者との連携を推進します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業 【重点施策】 〔再掲〕	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問します。乳児の発育発達や産婦の心身の健康状態を確認し、きめ細やかな保健指導を行うとともに、育児支援の情報提供も行います。 本市では、新生児・未熟児・産婦の訪問指導も兼ねています。	健康増進課

## (2) 人権教育の推進

### ① 人権教育の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
池田市人権教育基本方針	「池田市人権基本方針」及び「池田市人権教育推進プラン」に基づいて、学校園の人権教育推進を支援していきます。	学校教育推進課
学校人権教育推進活動事業	市内の学校園において同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けた教育を推進するとともに、教職員対象の研修の実施等、人権が守られる場としての学校園づくりを進めます。	学校教育推進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
人権擁護啓発事業	市民一人ひとりが「人権」を自分自身の問題として捉え、人権意識を高める市民の輪を広げるため、地域や各団体における人権リーダーの育成をめざします。	人権・文化国際課

### ②子どもの権利に関する意識啓発の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
子ども・子育て会議の運営 （「子ども条例」の普及・啓発） 〔再掲〕	「子ども・子育て会議」において子ども・子育て支援事業計画に基づく、各種子育て支援施策を総合的に推進するとともに、「子ども条例」の趣旨の理解促進を図ります。	子ども・若者政策課

### ③相談事業等の推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
人権等相談事業	人権侵害などの相談に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。	人権・文化国際課
女性のための相談	女性のあらゆる悩みに対し相談に応じ、適切な対応を図ります。	人権・文化国際課
DV相談	配偶者から暴力を受けた被害者の相談に応じるとともに、各種情報提供などを行います。	人権・文化国際課
ドメスティック・バイオイス対策事業	DV被害者等を救済するため、緊急一時保護や緊急避難支援を行います。	人権・文化国際課

### (3) 子どもが参画できるまちづくりの推進

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
少年の主張の開催	小中学生が自身の考え、思い、疑問などに対してそれを文章にまとめてそれを伝える等という作業は、子ども達が今後社会に適応していく上で必須の要素であり、「少年の主張」発表大会はこれらの目的を果たす上で大きな動機付けとなるため継続して実施します。	教育センター
広報誌等発行	子どもたちにも親しみを持っていただける広報誌作成に努めます。	広報シティプロモーション課
ホームページ「キッズいけだ」	ホームページのリニューアルとあわせて、「キッズいけだ」については、リニューアルし、子育てカテゴリーで市ホームページに組み込むよう検討します。	広報シティプロモーション課

## 5-2 子どもの貧困対策の推進

相対的に貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年6月には同法が改正され、市町村に子どもの貧困対策を推進する計画の策定が努力義務化され、同年11月には新たな大綱が策定されました。

本市ではこれまで次世代育成支援や子ども・子育て支援に関する施策の推進の一環として、学習支援やひとり親家庭の自立支援、経済的支援のほか、子どもの居場所に係るこども食堂への支援を行うなど、子どもの貧困対策にも資する取組みを実施してきました。

本項は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画として位置づけ、国の大綱や大阪府の計画を踏まえ、今後もこれまでの子育て支援関連施策をベースに、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援の必要度の高い子どもに必要な支援が届くよう子どもの貧困対策の取組みを推進します。

### 1. 子どもの貧困対策に関する基本的な考え方

子どもの貧困対策は、国の定める大綱のとおり、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子どもが夢や希望を持ち、将来を担う人材育成策として取り組んでいく必要があります。

対策を進めるにあたっては、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、適切に支援につないでいくため、母子保健サービスや保育施設、学校における地域での子育て支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携し、切れ目なく必要な支援につなげていくことが求められています。

### 2. 国・府の動向

#### ①国の動き

令和元年6月の法改正では、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて児童の権利に関する条約の精神にのっとり、教育の機会均等、生活の安定、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

また、法改正を受け、国において有識者会議による審議を重ね、新たな大綱を策定されました。新たな大綱では、「～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」を掲げており、目的、基本方針等の概要は次の表のとおりです。

■大綱の目的・基本の方針等

<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築をめざす</li> <li>●子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる</li> </ul>
<b>基本の方針</b>	<p>①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援 ⇒子どものライフステージに応じて早期の課題把握</p> <p>②支援が届かないまたは届きにくい子ども・家庭への配慮 ⇒声を上げられない子どもや家庭の早期発見と支援の多様化</p> <p>③地方公共団体による取組みの充実 ⇒計画策定や取組みの充実、市町村等が保有する情報の活用促進</p>

■重点施策

施策分野	重点施策
教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上</li> <li>●地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築</li> <li>●高等学校等における修学継続のための支援</li> <li>●大学等進学に対する教育機会の提供</li> <li>●特に配慮を要する子どもへの支援</li> <li>●教育費負担の軽減</li> <li>●地域における学習支援等</li> <li>●その他の教育支援</li> </ul>
生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援</li> <li>●保護者の生活支援 ●子どもの生活支援</li> <li>●子どもの就労支援 ●住宅に関する支援</li> <li>●児童養護施設退所者等に関する支援 ●支援体制の強化</li> </ul>
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職業生活の安定と向上のための支援</li> <li>●ひとり親に対する就労支援</li> <li>●ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</li> </ul>
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施</li> <li>●養育費の確保の推進</li> <li>●教育費負担の軽減</li> </ul>

## ②大阪府の動き

大阪府では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画について、「大阪府子ども総合計画」における事業計画の一つとして「第二次大阪府子どもの貧困対策計画」（令和2年度～令和6年度）の策定が進められています。すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、以下の方向性や具体的取組みが示されています。

### ■方向性とポイント

- 1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども（保護者）を支援につなぐスキーム
- 2) 子どもの居場所づくりへの支援
- 3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成・子ども輝く未来基金の活用
- 4) 市町村との連携強化・地域の実情把握
- 5) 関連施策との一体的な推進

### ■具体的取組み

- 1) 困窮している世帯を経済的に支援します（就労支援を含む）
- 2) 学びを支える環境づくりを支援します
- 3) 子どもたちが孤立しないように支援します
- 4) 保護者が孤立しないように支援します
- 5) 安心して子育てできる環境を整備します
- 6) 健康づくりを支援します
- 7) オール大阪での取組み

### 3. 具体的施策

#### (1) 教育の支援

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
子どもの学びサポート推進事業 〔再掲〕	地域人材を活用し、学習支援や部活動支援を中心に子どもたちの学びのサポートを行います。 外部人材登録者を、サポート出来る内容別に整理し、各校より検索し、活用を依頼出来るようシステムを、作成します。	教育政策課
地域学習教室事業 (ふくまるはばたき塾) 〔再掲〕	中学生には数学・英語の学習教室、小学校高学年には英語アクティビティ教室を開催し、学習機会の提供のもと、家庭学習支援と児童・生徒の学力向上を図ります。	学校教育推進課
進路指導・進路選択支援 〔再掲〕	進学意欲を有しながら経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒や青少年に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した相談体制を構築し、要支援生徒や青少年が積極的に自己の進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育推進課 教育センター
教育相談 〔再掲〕	ハローダイヤルをはじめとした市民サービスとしての教育相談や子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談を行うことで、教育効果を高めていきます。また、子どもへの見立てをはじめとした教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行うとともに、関係機関との連携に努めます。	教育センター
NPO 連携教育相談 〔再掲〕	NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応困難な児童・生徒（不登校児童・生徒）や保護者のニーズにあった場を設定することにより、よりきめ細やかな対応を図ります。	教育センター
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 【重点施策】 〔再掲〕	いじめや不登校等の問題行動に対して、専門家を配置し、支援活動を行います。 スクールカウンセラーを市立小・義務教育学校へ配置し、心理面からサポートするとともに、スクールソーシャルワーカーを各学園(中学校区)に配置し、校内体制の整備や児童生徒の課題に対して環境面からのサポートを教職員と連携しながら行います。	教育センター
小・中学校就学援助 〔再掲〕	要保護及び準要保護世帯の児童・生徒及び特別支援学級在籍児童・生徒に対し、小・中学校の諸費用の一部を援助します。今後も児童・生徒の教育の機会均等の観点から、継続が必要です。	総務・学務課
就学就園助成 〔再掲〕	奨学金を支給することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。就学に当たり、経済的な援助を必要とする世帯は依然として多く、今後とも事業の継続が必要です。	総務・学務課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
生活保護受給者等進学支援事業	平成24年度から、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の高校3年生で、4年制大学への進学を希望している生徒を対象に、塾代や模擬試験の受験料などにかかる費用の一部を助成しています。平成30年度までの7年間における、大学進学率は100%で、進学後の状況変化はあるものの、助成に対する効果は表れており、今後も継続して実施していきます。	生活福祉課

## (2) 生活の安定に資するための支援

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
利用者支援事業 (母子保健型) 子育て世代包括支援センター 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握に努めます。また、支援が必要な妊産婦のもれなく継続的な支援に努めます。	健康増進課
利用者支援事業 (基本型) にじいろ 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、専任の保育士が、当事者目線の寄り添い型の相談支援に努めます。子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで、相談に柔軟に応じます。 また、母子保健や子育て支援の関係機関担当者との連携を推進します。	健康増進課
母子保健地区担当保健師活動 〔再掲〕	産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	健康増進課
妊娠・出産支援事業 【重点施策】 〔再掲〕	妊娠期・産後の相談支援を充実します。 ○産前・産後サポート事業：妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消を目的に、相談の多い授乳相談や妊産婦の交流会事業等を行います。 ○産後ケア事業：産後、安心して子育てができることを目的に、出産後、家族等から十分なサポートが受けられず、特に支援が必要な家庭に対し、助産師等による訪問型のサービスを行います。また、対象家庭の拡大や宿泊型等の実施について検討します。	健康増進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
児童家庭相談事業・ 子ども家庭総合支援 拠点 【重点施策】 〔再掲〕	全ての子どもとその家庭及び妊産婦が安全で安心な生活ができるよう、関連機関との連携を図りながら相談援助を行います。また、子どもと家庭の実情把握、支援に関する情報共有、子育て全般の相談対応、児童虐待の相談・通告受付など、関係機関との調整を行い、子どもと家庭の支援に取り組みます。	子育て支援課
養育支援訪問事業 〔再掲〕	養育支援を特に必要とする妊娠期から児童のいる家庭を対象に専門職による専門的相談支援、ヘルパー派遣による家事・育児支援を実施します。母子保健等関係機関との連携を図り、妊娠期から切れ目のない支援のネットワークを強化し、必要な家庭の把握に努めます。	子育て支援課
ひとり親家庭相談 〔再掲〕	母子・父子自立支援員を中心に関係部局、関係機関と連携を図り、地域の民生委員児童委員・主任児童委員の協力を得ながら、ひとり親家庭に対する相談・支援の充実を図ります。	子育て支援課
母子・父子住宅 〔再掲〕	市営住宅条例の申込資格の全ての条件を満たし、かつ母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の適用を受けている母子・父子世帯に対し、低廉な家賃の市営住宅を提供します。	子育て支援課 (都市政策課)
母子生活支援施設入 所事業 〔再掲〕	母子家庭等において、様々な事情から子どもの養育が十分にできない場合、母子生活支援施設へ子どもと一緒に入所させ、生活の安定を図り自立への支援を行います。	子育て支援課
食育推進事業 〔再掲〕	乳幼児期から正しい食習慣を身につけることをめざし、離乳食講習会（ごっくん期・かみかみ期）や妊婦等を対象にした調理実習、幼児向けの簡単な調理体験講座等を実施し、食育を推進します。また、事業内容の充実を図っていきます。 （ごっくん期）：月1回初期から中期の離乳食の進め方の講話と試食、保健指導を行います。 （かみかみ期）：年6回後期から完了期の離乳食の進め方の講話と調理実習を行います。 妊婦等の調理実習や幼児向けの講座は、地域栄養士会へ委託し実施します。	健康増進課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
乳幼児健康診査等での食育〔再掲〕	乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。また、希望者には個別相談を行います。 4か月児健康診査では離乳食についての講話、1歳6か月児健康診査では幼児食のフードモデルの展示やおやつ分量・選び方のパンフレットの配布、3歳6か月児健康診査では清涼飲料水に含まれる糖分の展示等を行います。その他、待合ロビーでは食育のDVD放映もを行います。	健康増進課
こども食堂開設支援事業〔再掲〕	子どもの健やかな成長と地域の人との交流により豊かな人間性や社会性を育むことができる「こども食堂」の開設・運営を支援し、子どもの居場所づくりの促進・充実を図ります。	子ども・若者政策課

### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
自立支援教育訓練給付金事業〔再掲〕	ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援を促進するため、指定する教育訓練を受講したひとり親に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金事業〔再掲〕	ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援を促進するため、ひとり親が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、1年以上養成機関等で修学する場合、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行います。	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〔再掲〕	ひとり親家庭の親またはその子を対象に就業や収入増加のため高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし講座を受講した場合及び受講修了後2年以内に試験に合格した場合、それぞれ給付金を支給します。	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム策定〔再掲〕	ひとり親家庭の状況・ニーズに基づき、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	子育て支援課
地域就労支援事業〔再掲〕	ひとり親家庭の親等で就労困難者に対し就労支援を行います。 引き続き、変わりゆく就労環境の周知やタイムリーなセミナーの開催に取り組んでいきます。	商工労働課
雇用安定事業	労働環境が変化していく中で、雇用する側、雇用される側の両者のニーズに答えられるセミナーを開催し、市内雇用の安定、促進が図られるよう努めます。	商工労働課

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
就労準備事業	<p>平成28年度より、就労準備支援事業を実施していますが、長期間の引きこもりや就労ブランクなどで、一般就労までに時間がかかる支援者が年々増加していることから、今後も事業の継続と発展が必要であると考えます。</p> <p>現在の事業内容は、委託業者が、就労体験や就労訓練受入先企業を開拓しているほか、就労準備講座を開催し、就労するうえで必要なコミュニケーションスキルの獲得や、そもそも外出のきっかけとするなど、支援者の状況に応じて目標を設定し、社会との関わりの一助となるよう、講座内容を設定しています。</p>	生活福祉課

#### (4) 経済的支援

事業名	今後5年間の事業内容・方向性	担当課
児童手当 〔再掲〕	家庭生活の安定に寄与するとともに児童の健やかな成長を願って支給する児童手当について、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給するとともに、制度の広報・普及に引き続き努めます。	子育て支援課
児童扶養手当 〔再掲〕	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該児童について児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成 〔再掲〕	<p>18歳の年度末までの子ども及びその養育者・監護者に対し、医療費の一部を助成し、健康の保持に努めるとともに、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>子育て支援課との連携により受給者の把握に努め、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療証の発行を行っていきます。</p> <p>今後も医療費負担の軽減により、受給者の健康の保持と生活の安定、福祉の増進を図っていきます。</p>	保険医療課
福祉貸付事業 〔再掲〕	<p>生活のつなぎ資金、高等学校の入学準備金の貸付を行います。(生活資金一世帯250,000円以内、高等学校入学準備金一人300,000円以内。)</p> <p>生活困窮者の抱える課題が多様化する中で、金銭面をサポートする貸付制度は、収入の目途のある方に対しては、有効なものとなっており、今後も、同様の事業内容で運営していきます。</p>	生活福祉課